

2020 年度 事業計画

社会福祉法人陽風会

特別養護老人ホーム仙人の里
仙人の里デイサービスセンター
仙人の里在宅介護支援センター
仙人の里指定居宅介護支援事業所

2020年度 社会福祉法人陽風会事業計画

I 社会福祉法人陽風会経営計画

1 法人の理念

社会福祉法人陽風会の基本理念である「高齢者の福祉に努め、社会福祉の向上を図ったうえで地域社会に貢献し、市民の期待に応える」の実現をめざすとともに、基本方針及び倫理要綱に則り、安心・安全で信頼され、愛される持続可能な施設を目指します。

2 今年度の経営方針

この数年、厳しい経営状況が続いており、抜本的な改革への取り組みは急務です。

介護を巡る状況は、依然として厳しいものがありますが、従来の形にとらわれず創意工夫や知恵を出し合い、ここを乗り越えていく必要があります。

従って、利用者の増や新たな加算の導入などによる収入の確保、経費の節減、老朽化する施設・設備等の計画的改善を進めるほか、職員の資質の向上や徹底した業務改善を行うなど、危機感を持って、持続可能な施設となるように、職員一丸となって取り組むこととします。

3 今年度の重点計画

(1) 経営基盤の安定

- ① 各事業の目標値を次のとおりとし、安定経営に努める。

目標値

長期入所	66人/日	稼働率 100%
短期入所	14人/日	稼働率 100%
通所	22.5人/日	稼働率 90%

- ② 長期での空室発生期間が長ならないよう、迅速に受け入れを行うための体制を構築する。又、デイ利用者の増に努める。
- ③ 各加算については、積極的な取得に努めていく。
- ④ 業務改善及び各種経費の削減に努めながら中長期的視点に立った健全な経営を継続する。
- ⑤ 計画的に設備の導入、更新、改修、修繕に努めていく。
- ⑥ 調理業務の委託を早急に進める。
- ⑦ 各部門の適正な職員数の維持・確保に努める。

(2) 信頼され、愛される施設の構築

- ① 役職員全員で信頼され、愛される施設への取り組みを行っていく。
- ② 地域との連携と交流を図っていく。
- ③ 感染症や事故、苦情についてゼロを目標に取り組んでいく。
- ④ 挨拶の励行、言葉遣いや入所者・利用者への配慮などのほか、利用者目線に心がける。

(3) 組織体制の強化

- ① 信頼ある施設長の経営能力の発揮、組織の活性化及び職員への指導力の強化を図っていく。
- ② 職員に対して服務規律の徹底を図っていく。
- ③ 報連相の徹底のほか、各部門・関係機関との密接な連携を図っていく。
- ④ 各部門長のリーダーシップとマネジメント能力の向上を図っていく。
- ⑤ 職員のストレスチェック、セクハラ・マタハラ・パワハラ防止、事故防止等の対応を継続し、職員の働きやすい職場づくりに努めていく。

(4) 職員の資質の向上

- ① 内部研修や外部研修への積極的な参加、他施設との情報交換などの交流に努め、職員の資質向上を図っていく。
- ② 資格取得や技術向上への支援を図っていく。
- ③ 子育てや介護中の職員に対して理解・協力を図っていく。
- ④ 新卒採用者の効果的な教育システムを構築し、職員の育成を図っていく。

(5) 重点設備計画

- ① 施設設備整備方針に基づき推進する。
- ② 利用者の生命に関わる設備等の更新・整備に努める。
- ③ 耐用年数を大きく過ぎた設備等の更新・整備に努める。

月別	実施予定	月別	実施予定
4月	介護リフト	7月	車椅子
4月	フードプロセッサ	9月	介護用ベッド
5月	厨房内排水溝工事	9月	マットレス
6月	医薬品専用冷蔵庫	10月	デイ浴室壁面工事
6月	経管栄養配膳カート	11月	清拭車

5 理事会の開催等

(1) 理事会

① 定時理事会

- a 6月 決算・事業報告等
- b 3月 予算・事業計画等

② 臨時理事会

- a 必要に応じて随時

(2) 監事

① 出納調査 4半期に1回（計4回）

② 監事監査 5月

③ そのほか必要に応じて

(3) 評議員会

① 定時評議員会 6月 決算

② 臨時評議員会 必要に応じて随時

(4) 評議員選任・解任委員会

① 必要に応じて随時

6 会議構成

(1) 会議

会議名称	会議内容	開催時期	出席者
理事長事務連絡会議	法人運営方針の検討・経営状況の確認など	毎月1回	理事長・理事・施設長・事務長
職員会議	職員全体の会議	6月・11月	全職員
経営会議	施設運営方針の検討・経営状況の確認など	随時	施設長・事務長・各部門長・各部門の職員
部門長会議	各部門ごとの業務報告・業務課題の検討等	毎月15日	施設長・事務長・事務副主任・生活相談員主任・介護主任・介護副主任・看護職員・栄養士主任
安全衛生委員会	安全管理体制の検討、職員の危険防止・メンタルヘルス対策・腰痛予防対策等	毎月15日	
栄養管理会議	給食業務の業務報告・課題の検討等	毎月15日	
入所判定委員会	次期入所者の検討	毎月15日	
身体拘束ゼロ委員会	身体拘束廃止に向けた取組に関する事	毎月1回	施設長・事務長・事務副主任・生活相談員主任・生活相談員副主任・介護主任・看護職員・栄養士主任
感染症防止対策委員会	感染症及び食中毒の蔓延防止に関する事	毎月1回	施設長・事務長・事務副主任・生活相談員主任・介護主任・介護副主任・看護職員・栄養士主任
褥瘡対策委員会	褥瘡の改善・防止に関する事	随時	
口腔内のたんの吸引等安全対策委員会	口腔内のたんの吸引等の安全対策に関する事	随時	
看取り介護対策委員会	看取り介護に関する事	随時	
医療安全対策委員会	医療安全に関する事	随時	
事故発生防止検討委員会	事故発生の防止に関する事	随時	
苦情解決委員会	苦情解決に関する事	随時	施設長・事務長・苦情解決担当者・第三者委員
個人情報管理会議	個人情報管理に関する事	随時	施設長・事務長・各部門長
サービス担当者会議	利用者へのサービス提供方法の確認・見直し等	毎月1回	生活相談員・介護員・看護員・栄養士・介護支援専門員
事務会議	連絡事項伝達、業務改善等	毎月1回	事務部門職員
介護会議	連絡事項伝達、業務改善等	毎月1回	介護・看護職員
デイサービスセンター会議	連絡事項伝達、業務改善等	毎月1回	デイ職員
支援事業所会議	連絡事項伝達、事例検討等	毎週水曜日	支援事業所職員

(2) 委員会

委員会名称	取組内容
行事委員会	①お花見バスツアー ②夏祭り ③敬老会 ④クリスマス忘年会
研修委員会	①内外の研修会に積極的に参加し、その結果の伝達研修会等の開催 ②必要に応じて外部講師を招いて全体研修会を実施する
広報委員会	①広報誌及び官報の発行等 ②ホームページを活用して施設の情報等を公開する
防災委員会	①消防訓練及び防災訓練 ②消防法に基づく実践訓練の実施及び災害に関する勉強会の開催
業務改善委員会	①業務の効率化・適正化を検討し、職員の意欲向上、サービス向上に努める ②検討結果について部門長会議へ提案する

II 特別養護老人ホーム仙人の里事業計画

1 運営方針

(1) 稼働率の目標値

①長期入所 66人/日 稼働率 100%

②短期入所 14人/日 稼働率 100%

(2) 業務の合理化・改善に努めながら、健全な運営を図っていく。

(3) 各加算については、取得できる加算は、積極的な取得を図っていく。

2 活動方針

部門	項目	計画内容
事務	年間目標	(1) 法令を遵守し、適切な事務処理を遂行する。 (2) 担当業務内容を互いに理解し、各部門への協力体制を強化する。 (3) 介護員など、各部門の職員の確保を図る。 (4) 各部門の業務において、業務の属人化が起これないように、業務の標準化を図るとともに、職員の育成に努める。
	活動内容	(1) 職場環境 ①適正な職員の確保を図る。 ②職員間の協力体制を構築する。 ③風通しのいい職場環境を構築する。 (2) 予算管理 事業計画及び予算の適正な執行に努め、施設運営の円滑化を図る。 (3) 金銭管理 小口現金、預り金現金及び請求事務の取扱いは、複数回のチェックを実施する。 (4) 設備管理 施設・設備の老朽化に伴い、計画的な改築・更新を図る。
生活相談員	年間目標	(1) 利用者、家族からの意見要望に対して適切な助言と援助を行う。 (2) 地域福祉資源の一つとして、長期入所、短期入所の稼働率を上げることにより地域社会に貢献する。 (3) 介護報酬の基準に関する知識の向上と、適切な日々管理を行う。 (4) 各職種間の連絡調整を密にしたうえで、チームワークを確立し円滑な業務を推進する。
	活動内容	(1) 入所相談 (2) 入退所調整 (3) 待機者調査の実施（年1回） (4) 入所検討委員会の開催（月1回以上） (5) 各種行政手続きの代行 (6) 実習生、ボランティアの受入れ (7) 利用者満足度調査の実施 (8) 自己評価の実施 (9) 介護サービス情報の公表への取組 (10) 各種研修会、会議等への積極的参加
介護支援専門員	年間目標	(1) 確実な要介護認定の実施 (2) 利用者一人ひとりの心身の状況に応じた施設サービス計画を作成し、サービスの提供に努める。 (3) 各職種間の連絡調整を密にしたうえで、円滑な業務を推進する。 (4) 各種研修会、会議等への積極的参加
	活動内容	(1) 利用者の状態変化に応じた要介護認定申請及び区分変更申請の実施 (2) 利用者の状態変化に応じた施設サービス計画書の策定及び管理（6ヵ月に1回、又は随時） (3) 要介護認定調査への支援及び調査依頼時の確実な状態像に合った調査の実施

介護	年間目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) ヒヤリハット活動の実施により、あらゆるリスクマネジメントの強化を図る。 (2) 利用者との信頼関係を大切にし、利用者に満足して頂けるサービスの提供に努める。 (3) 介護職員の知識及び技術の向上に努める。 (4) 看取り介護体制推進の強化を図ったうえで、施設全体で協働し合い、より良いケアの充実を図る。 (5) 介護職員等医療的ケア研修に、積極的参加をする。 (6) 利用者の可能性を生かし、その人らしい生き方を最大限援助する。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) ヒヤリハット報告書を簡易様式に変更し情報提供しやすい環境を構築し、情報収集に努め、施設内で起こり得る事故の可能性を分析し、対策をとる。 (2) 利用者の個別プラン（ケアプラン）の充実を図る。 (3) 介護技術の向上を図るため職員教育研修(OFF - JT)の強化を図る。 (4) 書類は漏れなく正確に記入し、継続的に申し送りを行い、統一した介護の提供に努める。 (5) 地域ケア連携協働研修や看取りについての研修参加に積極的に取り組み、情報交換及び自己啓発に努める。 (6) その人らしい生き方を支援するため、家族の協力や情報交換、苦痛を緩和するための心遣いや対応を行う。 (7) 利用者が満足していただけるレク活動の充実に努め、個別ニーズに合わせた活動、家族参加型の外出支援等を実施する。
医務	年間目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者が健康で安全に生活できるよう支援する。 (2) 看取り介護体制推進の強化を図ったうえで、介護との協働によるターミナルケアの充実を図る。 (3) 施設内の感染予防対策、事故防止対策に積極的参画をする。 (4) 外部研修に積極的に参加し、情報交換及び自己啓発に努める。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 嘱託医と連携し、日々の利用者の健康管理を実施する。 (2) 看護職員と介護職員のケア連携協働のための研修に取り組む。 (3) 専門知識の情報を先取りするため、あらゆる情報網から研修資料を収集して、業務知識の向上を図っていく。
栄養・調理	年間目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全で栄養バランスがとれ、利用者の嗜好に合った食事の提供に努める。 (2) 感染症、食中毒の予防など安全衛生に万全を期し、スムーズな業務運営に努める。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各部門との連携を図り、個人の状態に合った食事を提供する。 (2) マニュアルに沿った衛生管理に努める。 (3) 栄養バランスのとれた献立作成を行う。 (4) 季節ごとの行事食、イベント食などを実施する。 (5) 月1回以上、栄養管理会議を開催し、他部門との連携を密にする。

III 仙人の里デイサービスセンター事業計画

1 運営方針

- (1) 稼働率の目標値 22.5人/日 稼働率 90%
- (2) 業務の合理化・改善に努めながら、健全な運営を図っていく。
- (3) 各加算については、取得できる加算は、積極的な取得を図っていく。

2 活動方針

活動目標		計画内容
(1) 地域に信頼と安心を提供するために、優しく丁寧な介護を提供する。 (2) 平均稼働率22.5人/日を実現し、安定的な経営を目指す。 (3) サービスの安定的な提供のため、業務の見直し、効率化を図る。 (4) 新たな加算を算定する。		(1) 要支援・要介護状態において、可能な限りその居宅において能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう各種サービスを提供し、日常生活の助長、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。 (2) 職員の資質向上を図ったうえで、「利用者からの苦情受付ゼロ」「虐待行為の未然防止対策」を推進し、更にサービスの質の向上により利用者に満足していただけるセンター運営に努める。 (3) 各部門との連絡調整を密にして、チームワークを確立し円滑な業務を推進していく。 (4) 利用者の稼働率を上げることにより、地域社会へ貢献していくとともに業績の安定確保に努める。 (5) 地震、火事等の災害に迅速に対応できるよう、研修を強化していく。 (6) 栄養スクリーニング加算、ADL維持等加算の算定
活動内容		計画内容
サービス内容	入浴サービス	介護を必要とする利用者を中心に、ADLに合わせ、入浴方法を検討し心身の疲労回復、清潔保持に努める。
	給食サービス	栄養のバランスに配慮し、利用者の嗜好と形態に合った、食事の提供をする。また、行事食、バイキング食、イベント食、選択食、おやつ食の充実を図る。
	生活指導	日常生活の援助を行い、必要に応じて助言しながら、ご家族及び関係機関への情報提供を行う。
	養護	利用者にあつた寝具を選び、心身の保健、休養を行う。
	健康チェック	利用者の健康管理に努め、血圧測定・検温・脈拍測定等を実施し、必要時個別に相談援助を提供し、心身的苦痛の軽減を図る。また、爪きりや整髪等の整容への気配りを行う。
	日常生活動作	利用者の日常生活の心身の活性化のため季節感のあるアクティビティの提供を行う。
	機能訓練	利用者個々の生活課題を取り込みながら、計画を策定し実施する。
	送迎サービス	交通規則を守り、常に利用者の安全に細心の注意を払うとともに、所定の場所まで送迎する。
通所介護計画書・個別機能訓練計画書の作成		(1) 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画に沿って、通所介護計画書・個別機能訓練計画書を作成する。 (2) 計画に沿ってモニタリングを行い、個々のニーズの解決、または軽減を図る。
介護サービス情報の公表		サービスの質の向上のために各項目について、改善できるよう計画的に取り組む。
研修		(1) 質の高いサービスを提供するため資格取得を目指し、各種研修会及びセンター会議内で実施する研修会に積極的に参加する。 (2) 施設内での災害、送迎時の災害を想定した訓練を実施する。

苦情受付	利用者、家族からの相談・苦情に対して、誠意をもって対応し、迅速に解決する。
リスクマネジメントの強化	ヒヤリハット、状況報告書、事故報告書の記入を徹底し、全職員で検討して再発防止に心がける。
関係機関との連携	(1) 定期的に施設内で行われる会議や研修会に参加し、連絡調整を図ったうえで情報共有する。 (2) サービス担当者会議に参加し、ニーズやサービス内容等を確認のうえ、ケース検討を行う。 (3) 各居宅介護支援事業所へ、利用状況の報告や空き状況等をお知らせする。

3 年間活動計画

月別	主な活動内容	会議・研修等
4月	運動機能測定、選択レク ミニドライブ	(1) 職業倫理・法令遵守について
5月	ミニドライブ、風呂の日 調理実習、壁面装飾	(1) 認知症について (2) 満足度調査実施
6月	健康教室、選択レク、風呂の日 ミニドライブ、しょうぶ湯	(1) 送迎について (2) 満足度調査結果報告
7月	ミニドライブ、選択レク 七夕お茶会	(1) 高齢者の食卓について (2) 職員自己評価
8月	輪投げ大会、壁面装飾 ミニドライブ、風呂の日	(1) 個人情報・プライバシー保護について
9月	ミニドライブ、風呂の日 月見団子づくり	(1) 食事及び介助について
10月	運動機能測定、選択レク ミニドライブ、風呂の日	(1) 食中毒・感染症について
11月	健康教室、風呂の日 ミニドライブ	(1) 虐待・身体拘束について
12月	クリスマス忘年会、風呂の日 壁面装飾、ゆず湯、選択レク	(1) 排泄について
1月	小正月行事、選択レク 風呂の日	(1) 入浴について
2月	節分行事、脳トレレク 壁面装飾、風呂の日	(1) 次年度活動計画の検討
3月	ひな祭り（おやつ作り） 選択レク、風呂の日	(1) 事故・緊急時対応について

※1 毎日、体幹体操、上下肢体操、口腔体操を行う

※2 毎月後半の週に、翌月のカレンダー作りを行う。

※3 脳トレ（数独など）、作品作りなどをミニ活動として行う。

※4 「私たちの作品展」を半年ごとに行う。

IV 仙人の里指定居宅介護支援事業所事業計画

1 活動方針

活動目標		計画内容
年間目標		(1) 利用者の生活の支障になっている諸問題を解決し、あるいは共有してその居宅および地域で、尊厳のある自立した生活を送ることができるよう、専門性に基づいた援助を行う。 (2) 法令を遵守し、特定事業所加算（Ⅱ）の算定を継続する。
活動内容		計画内容
居宅介護支援業務の実施	相談受付	介護保険認定・更新申請および在宅での介護に関する相談受付を行う。
	代理申請	介護保険認定・更新申請、区分変更申請等の申請の代行を行う。
	要介護認定調査	保険者より調査依頼があった場合は、期日までに認定調査を実施し調査票を提出する。
	居宅サービス計画原案の作成	課題分析を行い、居宅サービス計画原案の作成を行う。その際公正中立な立場に立ち、利用者および家族の選択に基づいたサービス内容、事業者の選択を行う。
	サービス担当者会議の開催	地域で自立した生活を送る事ができるよう、本人および家族、サービス提供事業者、医療関係者、その他の関係者等と共に居宅サービス計画の検討を行う。
	モニタリングの実施・記録	利用者の状態の変化に応じたサービスの提供ができるよう、月1回モニタリングを行い、居宅サービス計画の見直しを行っていく。
	給付管理業務	(1) 月ごとにサービス利用票・提供票、サービス計画表を作成し利用者及びサービス事業者に提示を行う。 (2) 利用者ごとに給付管理票を作成し介護報酬の請求を行う。
特定事業所加算の算定		(1) 支援事業所会議の開催 ① 週1回 水曜日 13時30分から14時30分 ② 内容 新規及び困難事例の検討、方針の決定 苦情について検討、改善方針の決定 (2) 24時間連絡体制の確保 (3) 法令の遵守 (4) 計画的な研修の開催 ① 地域の社会資源について ② 保健医療福祉に関する諸制度について ③ ケアマネジメントについて (5) 支援困難事例の受諾 支援困難の事例検討を行い、マネジメント力の向上を図る。 (6) 法定研修等による実習受入事業者となるなど、人材育成への協力体制の整備 ① 介護支援専門員実務研修実習 ② 介護支援専門員地域同行型研修 (7) 質の高いケアマネジメントの推進 ① 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施 ② 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加
介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防支援・ケアマネジメント業務の受諾		(1) 釜石市地域包括支援センターとの契約により、介護予防支援・ケアマネジメント業務を行う。 ① アセスメントの実施 ② 介護予防サービス支援計画書原案の作成 ③ サービス担当者会議の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ④ 介護予防サービス支援計画書原案の説明及び同意 ⑤ 介護予防サービス支援計画書の交付 ⑥ モニタリング ⑦ 評価 ⑧ 給付管理業務 ⑨ 日常の利用者・サービス提供事業者との連絡調整
被災者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の生活再建に向け、介護保険サービスの利用支援と専門機関への橋渡しを行う。 (2) 被災利用者への制度の周知と利用を促進する。
苦情受付	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担当者を置き、相談・苦情の受付、苦情申立てに関する援助を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら提供した居宅介護支援に関する相談・苦情 ② 居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに関する相談・苦情 ③ 市町村の行政処分に関する相談・苦情
サービス利用者満足度調査の実施	介護支援専門員のサービス提供に関するアンケートを実施し、職務内容の見直しや、サービスの質の向上を図る。
介護支援専門員自己評価の実施	ケアマネジメントの過程を自己評価し、見直しを図るとともに資質の向上を目指す。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> (1) 要支援と認定を受けた利用者は、継続した支援が受けられるよう、利用者の同意を受けた上で、情報提供を行い、スムーズなサービス利用につなげる。 (2) 介護保険制度の枠内だけでの支援が困難な高齢者等については、地域包括支援センターより指導・助言を受け、援助を行っていく。 (3) 虐待を受けている可能性がある高齢者を把握した場合は、早期に市町村に報告し、連携して援助にあたる。 (4) 利用者が入退院する際には、本人・家族の同意を受けて、医療機関との連携を行い、スムーズに自宅介護に移行できるよう調整を行う。
介護サービス情報の公表	サービスの質の向上を図るため、「介護サービス情報の公表」事業に積極的に取り組む。

V 仙人の里在宅介護支援センター事業計画

1 活動目的

- (1) 甲子地域住民の総合相談窓口として、その家族に、介護、生活上の悩みに関する相談受付を行う。
- (2) 地域包括支援センター、保健所等と連携し、災害後の被災者支援を行う。

2 活動内容

(1) 総合相談支援

- ① 個々の高齢者の状況や、その変化に対応して、介護サービス、介護予防・生活支援サービスの利用に関する相談受付を行う。
- ② 専門的・継続的な支援や緊急性の高い相談は、地域包括支援センターへ紹介を行う。

(2) 実態把握・現況調査

地域の高齢者等の生活状況について、訪問のうえ記録し、地域包括支援センターへ報告を行う。また各種申請等が必要な場合は、相談のうえ申請代行を行う。また、地域包括支援センターから依頼があった際は、個別に現況調査を行い、地域包括支援センターへ提出する。

(3) 高齢者等の権利擁護への対応

高齢者が下記のような困難な状況にある場合、地域包括支援センターへの報告を行う。

- ① 独居等の認知症等高齢者で、世帯内に適切な意思決定をできる人がいない場合
- ② 虐待やリフォーム詐欺等、他者からの権利侵害が疑われる場合
- ③ 近隣住民とのトラブル等があり、福祉サービス等の利用や周囲からの支援を自ら拒否している場合
- ④ 世帯内にアルコール疾患や精神障害等を持つものが同居するなど、高齢者への介護保険のサービス利用だけでは解決できない複数の問題を内包している場合。また、適用できる制度やサービスが無いなど、困難な調整が必要な場合

(4) 災害時、緊急時等の対応

災害等緊急時には、地域包括支援センター他関係機関と協力体制をとる。

(5) 甲子地区応援センター及び民生委員等との連携

(6) 介護保険申請代行

介護保険新規申請の希望の相談を受けた場合は、地域包括支援センターと連携のうえ申請代行を行う。

(7) 家族介護者教室の開催